介護施設等に対するサービス継続支援事業　Q＆A集

番号	質問	回答
1	定員1人あたり1.8万円という補助上限額の考え方を教えてください。	定員１人あたり1,8万円は、令和７年概況調査（R6年度時点の調査）において、介護保険施設における食費が、現行の基準費用額と比較して、入所者１人１日あたり100円高くなっていることを踏まえ、緊急的な支援の一時金（６か月分）として国が設定したもの。
2	補助対象施設の選定理由は。	運営基準において、食事の提供をしなければならないと規定されている施設を対象としている。
3	公立の介護施設も補助対象施設となるのか。	対象となる。
4	施設の定員数の基準日はいつか。	令和7年４月１日。
4-2	令和７年４月２日以降に指定された施設は対象とならないのか。	令和7年度中に指定された施設は補助対象となる。なお、定員数の基準は、指定された日となる。
5	対象経費を「食材料費等」としているが、「等」はどのような経費を想定しているのか。	施設における食事提供に係る食材費の他、例えば、食事の準備を外注している施設などが考えられる。
6	セントラルキッチンの利用など、食事の準備を委託している施設も対象となるか。	対象となる。
7	食事提供に係る職員の賃金も対象経費に含めてよいか。	施設職員の賃金に充てることはできない。基本的には食材料費を補助対象経費としており、食事の準備を委託している施設についてはその経費を対象とする。
8	定員１人あたり1.8万円の補助上限額となるが、食材費について、利用者負担を行っている施設は、食材費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要があるか。	本事業は緊急的な支援の一時金として、サービス継続のための経費を補助するものであり、利用者負担額分を考慮する必要はない。
9	食材料費は、利用者負担が原則と考えるが、事業者が負担する額を補助するという考え方で良いか。	事業者が負担する額を補助するという考え方でよい。
10	本事業の執行にあたり各施設において食事提供に係る経費が基準費用額を上回っていること確認する必要はあるか。	本事業は緊急的な支援の一時金として補助するものであり、基準費用額等と関連づける必要は無い。
11	支出額の根拠となる資料として領収書やレシートの写しを提出することとなっているが、食事の提供について外注しているので領収書等は存在しない。何を提出すればよいか。	食事の提供について外部の業者に委託している場合は、業者からの請求書のうち食材料費相当分及び振込伝票など支払ったことが明らかな書類の写しを提出すること。
12	一つの法人が複数の事業所における食事の提供について一括して外注している場合、支出額の根拠となる書類はどうしたらよいか。	法人で外注した業者からの請求書及び支払伝票等を整理し、事業所それぞれの定員数で案分していただきたい。 例えば、A法人で3つの事業所について一括発注しており、そのうち2事業所が本事業の対象である場合次のとおりとなる。 A法人…発注額2,000,000円 B事業所（対象事業所）　定員50名 C事業所（対象事業所）　定員20名 D事業所（対象外事業所）定員30名　計100名 2,000,000×（50+20）/100＝1,400,000円

介護施設等に対するサービス継続支援事業　Q＆A集

番号	質問	回答
13	申請方法が専用のWebフォームとなっているが、紙で提出したい場合はどうしたらよいか。	紙での申請をご希望の場合は郵送での提出も可能です。その際は、「佐賀県介護施設等食材費支援受付センター（電話：0952－20－2370）」までご連絡ください。必要な手続きについてご案内します。
14	申請書類を県庁に持参したいがよいか。	申請書類は、県庁へ直接お持ちいただいても差し支えありません。その場合は、佐賀県庁新館3階「長寿社会課（検査担当）」までお越しください。なお、来庁される際は、混雑を避けるため事前にお電話でご連絡いただくとスムーズです。
15	申請者（法人代表）と異なる名義の口座を振込先として指定することは可能か。	申請者（法人代表）とは異なる名義の口座を振込先として指定することも可能です。その場合は、請求書の下段にある「委任状」欄に必要事項を記入のうえ、提出してください。
16	食品スーパーやネット通販で購入した食材等は補助対処になるか。	食品スーパーやネット通販で購入した食材等も補助対象となります。店舗での購入、オンラインでの購入かに関わらず、入居者の食事提供に必要な食材等であれば対象です。
17	振込手数料は、補助対象となるか。	振込手数料は、補助の対象外です。
18	支払いは、口座振替のため領収書の写しを提出することができない。どうしたらよいか。	口座振替により支払いを行っている場合で、領収書を提出できない場合は、通帳の写しをご提出ください。引き落とし日や金額等が確認できるページの写しの提出をお願いします。
19	インターネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができない。どうしたらよいか。	インターネットバンキングをご利用の場合は、振込額、振込日、振込先の口座名義などが確認できる画面のコピーや画像を提出してください。
20	申請した金額は、必ず満額交付決定されますか。	本事業は、県の予算の範囲内で実施することとしています。そのため、申請受付後に申請額の合計が予算額を上回った場合には、交付決定額が申請額を下回ることがあります。
21	申請書類の記載方法が分からない。どうしたらよいか。	書類作成でお困りの際は、「佐賀県介護施設等食材費支援受付センター（電話：0952－20－2370）」までご連絡ください。書類作成について、ご案内します。
22	本補助金の対象外となるサービスも提示してほしい。	本補助金の交付対象外となるサービスは次のとおりです。 認知症対応型共同生活介護、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所療養介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与・特定福祉用具販売

番号	質問	回答
23	（関連Q12）医療施設と介護施設を運営しており、食材費が合算で請求されるがどうしたらよいか。	（例）　・請求額200万円 ・全体定員数100名 内訳　介護施設（対象施設）　90人 医療施設（対象外施設）　10人　　の場合 200万円＜請求額＞×（90人＜対象施設＞ ／100人＜対象施設＋対象外施設＞　）＝　180万円 この場合、180万円を補助対象経費として請求することができます。
24	申請は法人単位でいいか。	申請は、法人単位を原則としますが、施設・事業所単位で申請いただいても構いません。なお、施設・事業所単位で提出された場合は、請求書も施設・事業所ごとに申請いただくことになり、補助金の入金も施設・事業所ごとに行われますのでご了承ください。
25	別紙様式1の事業の完了日は、何を記載すればよいか	事業の完了は、支払完了までとなります。従いまして、事業の完了日は、最終支払日（様式1－2の支払日の最も遅い日）を記載してください。
26	様式1－2に記載する支出額（税込）は、12月16日以降に要した食材の購入全てを記載する必要があるか。	全て記載する必要はありません。 例えば、1か月分の食材の購入費の合計額が補助上限額を上回る場合は、その1か月分の記載で構いません。
27	様式1－2に記載する支出額（税込）は、千円未満を切り捨てる必要があるか。	千円未満は切り捨てずに、請求書に記載がある金額を円単位で記載してください。様式1－2の②実績額は、自動的に千円未満が切り捨てられます。